

## 令和3年秋の文京区交通安全運動の実施について

### 第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

### 第2 期間

令和3年9月21日（火）から9月30日（木）までの10日間

### 第3 スローガン

「やさしさが <sup>はし</sup> 走るこの街 <sup>まち</sup> この道路<sup>どうろ</sup>」

### 第4 運動重点の推進

令和3年上半期の都内交通事故発生状況は、昨年同期に比べ、発生件数及び負傷者数は増加していますが、死者数は減少しました。年齢層別では、65歳以上の高齢者の死者数が約47%となり、依然として死者数の半数近くを占めています。また、自転車事故における死者数については、全体の約73%を65歳以上の高齢者が占めています。

このような状況から、次代を担う子供を交通事故から守ることと、高齢者の交通事故の減少を中心に、秋の交通安全運動の重点を推進します。

全国重点項目及び地域重点項目を踏まえ、秋の交通安全運動の重点は次の5項目とします。

#### 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

通園・通学路等における子供の安全確保のため、子供たちが日常的に集団で移動する経路等において危険個所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進するとともに、子供たちへの交通ルール・マナー周知のため、普及広報活動を通し学校や家庭など日常生活における交通安全教育を促進します。

また、高齢者を対象とする各種行事等開催の機会を捉え、高齢者による自身の身体機能の変化に対する認識や安全行動の促進、高齢歩行者の事故の特徴等を周知し、高齢者の事故防止の啓発を図ります。

## 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

### (1) 夕暮れ時と夜間の事故防止

「反射材用品等の着用」について、一人ひとりにその効果を納得してもらい、自ら進んで反射材用品を着用するように、反射材用品を活用した交通安全教室等を開催するなど、反射材用品の着用や明るい服装の効果に関する広報啓発活動を積極的に行うものとします。

また運転者は周囲に自車を認識してもらうためにも、自動車・自転車前照灯の早めの点灯を推進します。

### (2) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発に取り組みます。

### (3) 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び周知啓発を推進します。

また、身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の周知啓発による自主返納の促進を図ります。

### (4) シートベルト等の正しい着用

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知等普及広報活動を展開します。

また、チャイルドシート使用の必要性と効果の理解を促進し、使用率の向上及び正しい使用方法の周知啓発に努めます。

## 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者に対しては、自転車の点検整備を始め、前照灯の点灯の徹底、車道及び歩道における正しい通行方法、幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用等「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進を図っていくなど、法令遵守と自転車利用マナーの向上に努めるものとします。

## 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

### (1) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや職域等における交通安全教育の実施、酒類提供業者（飲食店等）に対しては、来客者への飲酒運転根絶の呼びかけやハンドルキーパー運動などの協力をそれぞれ呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

### (2) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知を図り、道路交通法改正による罰則の創設等についての広報啓発を進めます。

また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進します。

## 5 二輪車の交通事故防止

二輪車使用事業所に対する指導を徹底することにより、二輪車利用者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

## 第5 広報活動

厳しい交通情勢が続くなか、区民一人ひとりに「やさしさが 走るこの街 この道路」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子供・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

## 第6 実施要領

別紙のとおり